

市民農園利用契約書

(目的)

第1条 この契約書は、(以下「甲」という。)が開設する市民農園において、利用契約者(以下「乙」という。)が行う農作業の実施に関し必要な事項を定める。

(対象農地)

第2条 本契約の対象となる農地(以下「対象農地」という。)の位置及び面積は、下記のとおりとする。

(農作業の実施等)

第3条

(1) 乙は、甲が指定する対象農地において耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

(2) 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。

(3) 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

(料金の支払)

第4条 乙は、料金 円を市民農園利用契約時に、甲に支払わなければならない。

(契約期間)

第5条 本契約期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(料金の不還付)

第6条 甲は乙に対して、第7条の理由により契約を解除するときは、既に支払いを受けた利用料金は返還しないものとする。ただし、甲が相当な理由と認めたときは還付することができる。

(契約の解除)

第7条 次の各号に該当するときは、甲は本契約を解除することができる。

(1) 乙が契約の解除を申し出たとき

(2) 乙が契約に違反したとき

(3) 乙が2か月にわたり農作業を行わないとき

(4) その他甲が示す留意事項に違反したとき

(賠償責任)

第8条

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、農園の施設や備品等に損害を与えた場合は、乙はその損害を甲に賠償しなければならない。

(2) 農園内で発生した交通事故等及び農具、農作物の盗難や病虫害、自然災害などによる損害に対し、甲は一切の責めを負わない。また、当農園への出入りにおける交通事故等についても、乙の責任において解決することとし、甲は一切の責めを負わない。

(その他)

第9条 本契約に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

利用区画番号	-
平成 年 月 日	
(甲) 住所	電話
氏名	開設者 印
(乙) 住所 〒	
氏名	印 電話

「市民農園」の利用料金、	円を領収いたしました。
平成 年 月 日	
開設者	印

「 市民農園 」 利用契約対象農地の位置及び面積

利用区画	区画番号 (下図のとおり)
利用面積	平方メートル